

排水同意願の手続き

1. 提出物について

提出物(各1部)	概要
① 排水同意願申請書	・申請書と誓約書に記名押印をして下さい。
② 誓約書・同意書	・同意書には、地元代表者の印鑑を押してもらう必要があります。
③ 位置図	・申請地が分かるように示して下さい。
④ 排水系統図(⑤と兼用)	・排水経路が分かる図面を添付して下さい。
⑤ 敷地内の排水施設図	・敷地内の浄化槽の位置、配管の配置を記載して下さい。 ・排水先の明記をして下さい。 例 → 「側溝へ放流」「下水本管へ放流」など
⑥ 建築物の平面図	・全ての階の平面図を添付して下さい。
⑦ 建築物の立面図	・建築物が何階建てか分かる立面図を添付して下さい。
⑧ 土地登記簿謄本	・コピーでも構いません。
⑨ 地主の同意書	・他人の土地を通して排水する場合のみ必要となります。 ・特に書式の指定はありませんので、地主の住所氏名、押印、同意日、「私の土地を使用して排水することについて異議はありません」などと記した書類を添付して下さい。

2. 地元同意について

- ・地元同意をもらう際に、「協力金」などの費用が発生する可能性があります。
→ 詳細は地元代表者に確認して下さい。
- ・地元代表者が2名の場合は、「②同意書」は連署連名で構いません。

3. 費用について

排水同意願証明手数料	概要
1 申請につき 500 円 (非課税)	・何棟でも、手数料は変わりません。 ・各棟ごとに申請を分ける場合、申請ごとに手数料がかかります。

※ 公共の場合、手数料は不要です。

4. その他

- ・排水同意願は、農地転用の手続き後または同時申請となります。
- ・当改良区の管理水路に直接排水する場合は、「水路敷使用許可」の申請が必要になります。
- ・排水同意願の申請時間は、即日で20分～30分程度です。
- ・排水同意願申請後に計画が変わった場合は、添付図面の差替を行う必要があります。
- ※ 同意書も変更が必要な場合は、同意書の提出も必要となります。
→ 同意書が無い場合は、再度申請が必要となります。